

国家公安委員会

○ 告示第一号

金融庁

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成二十七年財

内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土

務省、法務省、

国家公安委員会

労働省、農林水産省、令第三号）の施行に伴い、平成二十年

告示第一号（犯罪による収益の

金融庁

移転防止に関する法律施行規則第十五条第十一号の規定に基づき、国又は地域を指定する件）の一部を次の

ように改正する。

平成二十七年九月十八日

国家公安委員会委員長 小川恵里子

金融庁長官 森 信親

前文中「第十五条第十一号」を「第十八条第十一号」に改める。

附 則

この告示は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十七号）の施行の日（平成二十八年十月一日）から適用する。